

事務連絡
令和2年11月24日

市内医療機関・調剤薬局各位

荒尾市子育て支援課長

荒尾市子ども医療費助成制度の改正に伴う留意事項について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから当市の子育て支援関係の施策にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和2年4月15日付通知『荒尾市子ども医療費助成制度の改正について(お知らせ)』の通り、令和3年1月診療分から、子ども医療費助成制度を改正いたします。

つきましては、改正に伴う事務処理上の留意事項について、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

1 制度改正の概要

ア 中学生の外来・調剤分についても助成の対象といたします。

イ 小学校4年生以上の自己負担額(通院500円/月、入院2,000円/月)について一律無償といたします。

対象年齢	自己負担額	
	改正前	改正後 (令和3年1月受診分から)
0～9歳児 小学3年生まで	自己負担なし (全額助成)	自己負担なし (全額助成)
10～12歳児 小学4～6年生	外来：500円 入院：2,000円	
13～15歳児 中学生	外来は助成対象外 入院：2,000円	

2 資格者証の更新について

現在の制度では、0～9歳(小3まで)は緑色の資格者証、10～12歳(小4～6)は白色の資格者を発行していますが、制度改正後は全受給者に対してうぐいす色(黄緑色)

の資格者証を新しく発行いたします。(参考として別添見本を添付します。)

3 現物給付に係る事務処理について

- 現物給付の対象範囲は改正後も変更はありません。(外来及び調剤のみ。入院は償還払いとなります。)
- 資格者証の提示があった場合は、有効期限が15歳になって最初の3月31日(中学校修了時)となっていることをご確認いただきますようお願いいたします。
 - ※提示の際、お持ちの健康保険証と、資格者証の印字情報が異なる場合、市に届を出していただくようご案内いただければ幸いです。ただし、変更届出に伴う公費負担者番号及び資格者番号の振り直し等はございませんので、医療機関では現物給付の処理を行っていただきたくありません。
- 現在の制度に引き続き、以下のような場合には、現物給付の利用はできませんのでご注意ください。
 - 受診費用のうち、1つの医療機関における1月あたり的一部負担金が21,000円以上となる場合(高額療養費の合算対象と想定される場合)
 - 幼稚園、保育園、学校等の管理化におけるケガ等での診療の場合(スポーツ振興センターの「災害共済給付」が不支給の場合、子ども医療費助成の償還払い方式にて払い戻しを行います。)

4 償還払いに係る事務処理について

- 償還払いについて今回の改正に伴う新たな事務処理はございません。これまで同様適切に処理していただきますようお願いいたします。

5 ひとり親家庭等医療費助成との使い分けについて


- ひとり親家庭等医療費助成を受給している子どもの医療費については、令和2年1月受診分からすでに全額助成としておりますが、令和3年1月からはすべての子どもを対象として全額助成が開始となります。今回の改正にあたって、ひとり親家庭等医療費を受給する子どもについては、「子ども医療費」と「ひとり親家庭等医療費」のどちらの制度を利用したとしても助成額については全額助成となり、受給者の負担は変わらないため、基本的にはどちらを使っても構いません。ただし、受給者の利便性の観点から子ども医療費助成の現物給付利用可能地域では、子ども医療費助成を優先的に使用するよう周知していきます。

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地
荒尾市子育て支援課 給付係
TEL 0968-63-1417 FAX 0968-62-2881
担当：黒岩

荒尾市子ども医療費受給資格者証 改正後(令和3年1月診療分からの見本[うぐいす色])

(表)

(裏)

荒尾市子ども医療費受給資格者証			
公費負担者番号			
受給資格者番号			
子ども	氏名		
	生年月日		性別
住所			
医療保険	保険者名称		
	被保険者名称 記号・番号		
有効期間	★注)の指定医療機関での外架療養の介護となります。ただし、次の場合は利用できません。 1. 受給費用のうち、1つの医療機関における1か月当たりの一部負担金が11,000円以上となる場合 2. 幼稚園、保育園、学校等の管理下における昼休養での治療の場合		
荒尾市長 			

★……現物給付利用可能地域が印字されます。

国民健康保険等の加入者…『県内』
社会保険等の加入者……『県内及び大牟田市内』

注 意 事 項

- この資格者証では、受給資格者以外の方の分の医療費の助成は受けられません。
- 市長の指定する保険医療機関（以下「指定保険医療機関」という。）で受診する際は、この資格者証と保険証を必ず同時に指定保険医療機関に提示してください。
- 次のことが生じたときは、市に届け出てください。
 - 住所又は氏名を変更したとき。
 - 加入保険が変更になったとき。
 - 生活保護を受けるようになったとき。
 - その他届出事項に変更があったとき。
- 助成できないもの
 - 健康保険が適用されないもの
 - 入院の場合で高額療養費又は家族療養付加給付金に該当する部分
 - 入院時の食事療養費
 - 交通事故、学校等での事故による治療費（学校で加入している保険の給付対象にならない場合は5の方法により、申請してください。）
- 入院したとき、指定保険医療機関以外で受診したとき、又は指定保険医療機関で現物給付により診療を受けられなかったときは、診療を受けた月の末日から1年以内は、子ども医療費助成申請書により、助成金の申請を行ってください。
- 転出等により受給資格がなくなる場合は、速やかにこの資格者証をお返しくください。

15歳になって最初の
3月31日まで
(中学校修了時)

【指定保険医療機関へのお願い】

荒尾市においては、県内及び福岡県大牟田市内の指定保険医療機関の子ども医療費の給付、審査及び支払に関する事務を、熊本県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金熊本支部に委託しています。よって、診療報酬明細書に公費負担番号及び受給資格者を付して子ども医療費の請求をしてください。